

論題：「世界中のすべての国は一切の捕鯨を禁止すべきである。是か非か」

- ・ ここでいう捕鯨とは致死的方法によるものとする。
- ・ 捕鯨の対象は、国際捕鯨委員会（以下、IWC と略す）の管理対象である大型鯨類計 13 種¹とする。

103 年度の論題は「世界中のすべての国は一切の捕鯨を禁止すべきである。是か非か」である。捕鯨の対象は、IWC の管理対象である大型鯨類計 13 種とし、イルカなどの小型鯨類は対象外とする。大型鯨類に絞ったのは、世界のイルカ漁の実態に関する資料を集めることが困難だからである。

まず、簡単に現在行われている捕鯨について説明する。捕鯨は大きく分けて 3 種類に分類することができる。

1. 商業捕鯨
2. 先住民生存捕鯨²
3. 調査捕鯨

商業捕鯨とは、クジラの商業利用を目的に行われる捕鯨のことである。IWC では、鯨が乱獲され、絶滅を危惧されるようになった原因は、クジラの商業利用であるという認識が強い。そこで、IWC において、1982 年に「商業捕鯨モラトリアム」が採択され、商業捕鯨は一時停止された。しかし、この採択に納得できないノルウェー³及びアイスランドは現在でも商業捕鯨を続けている。また、IWC 非加盟国も商業捕鯨を行っている⁴。

先住民生存捕鯨とは、『国際捕鯨取締条約』附表第 13 項(b)によって規定された捕鯨である。附表第 13 項では、捕鯨対象、捕殺枠、鯨肉および鯨産物が地域ごとに規定されている⁵。なお、この規定は科学委員会の助言に基づいて毎年 IWC により見直される。

濱口尚の研究⁶に基づいて、先住民生存捕鯨についての状況を簡単にまとめる。浜口は、先住民生存捕鯨は、先住民にとって、文化的、社会的に重要であることを指摘しているが、先住民生存捕鯨の未来は暗いと指摘している。浜口によれば、先住民生存捕鯨は、商業性の排除や仔鯨および仔鯨を伴った鯨の捕殺禁止などが求められているという。商業性の排除とは、鯨産物の現金販売を行わないことを要求することである。そのため、少なくとも反捕鯨国からは、先住民が捕鯨道具の購入や維持管理のために鯨産物を現金化しても商業性を持つと判断されてしまう状況にある。また、先住

¹ 具体的には、添付資料の表 1 を参照のこと。

² 国際捕鯨委員会において「先住民」は、“aboriginal”と“indigenous”の両方が使用されるが、今大会のディベートでは先住民に統一する。

³ 添付資料の表 4 を参照のこと

⁴ 添付資料の表 5 を参照のこと。

⁵ 添付資料の表 2 および表 3 を参照のこと

⁶ 先住民生存捕鯨については、濱口尚「先住民生存捕鯨再考—国際捕鯨委員会における議論とベクウェイ島の事例を中心に—」『総合研究大学院大学博士論文』、2013 年を参照とした。この論文はインターネット上に公開されている。

民生存捕鯨において、近代的な捕鯨道具の使用が容認されず、前近代的な捕鯨道具が使われている地域がある。前近代的な道具を使用した伝統的な捕鯨方法が、母子連れ鯨を狙った捕鯨である。雄鯨ではなく、母子連れ鯨を狙うのは、最も簡単に、そして安全に捕殺するためである。しかしながら、反捕鯨国から、前近代的な捕鯨道具で、危険を伴う捕鯨が求められている状況にある。さらに、先住民生存捕鯨に関わる附表修正には IWC 加盟国の 4 分の 3 以上の賛成が必要である。2010 年において、IWC 加盟国 88 カ国の内、49 カ国が反捕鯨国であること⁷を考えると、先住民生存捕鯨の附表修正を行うことは難しい状況である。よって、先住民生存捕鯨の将来は暗いと言わざるをえないという。

調査捕鯨は、ICRW 第 8 条に基づき加盟国の権利として認められるもので、実施国政府が科学調査目的として特別許可証を発行して行っているものである。日本では、農林水産省所管の特例財団法人日本鯨類研究所が政府の特別許可を受けて、1987 年から南極海で、94 年からは北西大西洋でも調査捕鯨を実施している。しかしながら、2014 年 3 月に、国際司法裁判所は、日本の調査捕鯨は科学的な調査には該当しないと判断し、調査捕鯨の中止命令を下した。この裁判は、2010 年にオーストラリアが、日本の南極海で行っている調査捕鯨の実態は商業的な目的を持った捕鯨であり、国際捕鯨取り締まり条約に違反しているとして、国際司法裁判所に訴えたものである。日本は科学的な調査が目的で成果を上げていると主張したが、認められなかった。そのため、2014 年末に予定されていた調査捕鯨は中止された⁸。

以上が、現在の捕鯨の概略である。今回の論題で、注意していただきたい点は、捕鯨が多く国で行われているため、今回のディベートがどのような場面で行われるか想定しにくいという点である。よって、今回のディベートで妥当であるとみなされたプランは、すべての国で確実に実施されると仮定して行うこととする。

⁷ 表 4 を参照のこと

⁸ 2014 年 9 月に行われた IWC において、日本政府代表は「日本は判決で求められたことを完全に包含した新しい計画を策定する」と述べ、2015 年度からは捕獲調査を再開する考えを示している。

予想されるメリット・デメリット

メリット＝賛成論

- ①絶滅の危惧がある動物、資源としてのクジラを守る
- ②食物連鎖など、環境や自然保護問題としてクジラを守る
- ③高等知能を持つ哺乳類としての鯨を守る
- ④ホエールウォッチングなど自然保護と両立する観光業を守る
- ⑤捕鯨を禁止しても食料は足りている。必要のない捕殺は、人道的な問題である

デメリット＝反対論

- ①捕鯨は伝統文化、食文化であり、尊重すべきである。
- ②鯨だけを保護すると個体数が増えすぎて、食物連鎖上の問題がおき、環境に悪影響を与える。
- ③人口増加による食糧不足が予想される中で、貴重な蛋白源を捕獲し処理し、食する技術を受け継がなければならない。
- ④鯨関連産業への打撃

表1：IWC が管理している鯨類

	科	和名
ヒゲクジラ	ナガスクジラ科	シロナガスクジラ、ナガスクジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、ザトウクジラ
	コククジラ科	コククジラ
	セミクジラ科	ホッキョククジラ、セミクジラ
	コセミクジラ科	コセミクジラ
ハクジラ	マッコウクジラ科	マッコウクジラ
	アカボウクジラ科	ミナミトックリクジラ、キタトックリクジラ

日本捕鯨協会ホームページ 捕鯨問題 Q&A より

<http://www.whaling.jp/qa.html>

表2 先住民生存捕鯨－2010 年－ 鯨種など

国／地域／民族集団	捕鯨主体	鯨 種	推計生息数	年間捕殺枠	捕 殺 数
① 米国／アラスカ州 イスピアット ユピート	先住民	ホッキョククジラ	11,800頭 (2004年)	51頭	陸揚げ 45頭 亡失 26頭
② 米国 ワシントン州 マカー	先住民	コククジラ	20,110頭 (2007年)	4頭	(中断中)
③ ロシア連邦 チュコト自治管区 チュクチ、ユピート	先住民	コククジラ	20,110頭 (2007年)	120頭	陸揚げ 118頭 亡失 ゼロ
		ホッキョククジラ	11,800頭 (2004年)	5頭	陸揚げ 2頭
④ デンマーク グリーンランド カラーリット	先住民	ナガスクジラ	4,700頭 (2007年)	10頭	陸揚げ 4頭 亡失 1頭
		ミンククジラ	西: 10,800頭 (2005年)	178頭	陸揚げ 179頭 亡失 7頭
			東: 不明	12頭	陸揚げ 9頭
		ホッキョククジラ	6,300頭 (2008年)	2頭	陸揚げ 3頭
⑤ セント・ヴィンセントおよび グレナディーン諸島国 ベクウェイ島民	非先住民	ザトウクジラ	10,750頭 (1992年)	4頭	陸揚げ 3頭

出典：濱口尚「先住民生存捕鯨再考－国際捕鯨委員会における議論とベクウェイ島の事例を中心に－」『総合研究大学院大学博士論文』、2013年、p5より転載。

表3 先住民生存捕鯨－2010年－ 捕鯨方法など

国／地域／民族集団	捕鯨用ボート 船の材質	動力	捕殺道具	鯨産物 利用法	鯨産物 流通域	鯨産物の意義
① 米国／アラスカ州 イスピアット ユピート	獣皮製 木製 アルミ製	手漕ぎ 船外機	手投げ銃 ショルダ－ガン ダーティングガン	分配	地域内	食料 文化的意義
② 米国 ワシントン州 マカー	木製	手漕ぎ	手投げ銃 ライフル銃	分配	地域内	文化的意義
③ ロシア連邦 チュコト自治管区 チュクチ、ユピート	木製 FRP製	船外機	手投げ銃 ライフル銃 ダーティングガン	分配 現金販売	地域内	食料 現金収入源 文化的意義
④ デンマーク グリーンランド カラーリット	鋼鉄製 FRP製	エンジン 船外機	捕鯨砲 ライフル銃 手投げ銃	分配 現金販売	地域内 島内 自治領外	食料 現金収入源 文化的意義
⑤ セント・ヴィンセントおよび グレナディーン諸島国 ベクウェイ島民	木製	手漕ぎ 帆	手投げ銃、ヤス ショルダ－ガン ダーティングガン	分配 現金販売	島内 近隣島嶼部	食料 現金収入源 文化的意義

出典：濱口尚「先住民生存捕鯨再考－国際捕鯨委員会における議論とベクウェイ島の事例を中心に－」『総合研究大学院大学博士論文』、2013年、p5より転載。

表4 IWC加盟国

	捕鯨支持国（39カ国）	反捕鯨国（49カ国）
アジア 中近東	日本、カンボジア、モンゴル、 中国、韓国、ラオス（計6）	インド、イスラエル、オマーン （計3）
アフリカ	ガボン、カメルーン、ガンビア、 ギニア、コートジボワール、セネ ガル、トーゴ、ベナン、マリ、モ ーリタニア、モロッコ、ギニアビ サウ、コンゴ共和国、タンザニ ア、エリトリア、ガーナ（計16）	ケニア、南アフリカ（計2）
欧州	アイスランド、ノルウエー、ロシ ア、デンマーク（計4）	アイルランド、イタリア、英国、 オランダ、オーストリア、サンマ リノ、スイス、スウェーデン、ス

		ペイン、スロバキア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルグ、クロアチア、スロベニア、キプロス、ギリシャ、ルーマニア、リトアニア、エストニア、ポーランド、ブルガリア（計 28）
大洋州	パラオ、ナウル、マーシャル、ツバル、キリバス、ソロモン（計 6）	豪州、ニュージーランド（計 2）
北米 中南米	アンティグア・バブーダ、グレナダ、スリナム、セントクリストファー・アンド・ネービス、セントルシア、ドミニカ連邦、セントビンセント・グレナディーンズ（計 7）	米国、アルゼンチン、チリ、パナマ、ブラジル、メキシコ、ベリーズ、ペルー、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ニカラグア、ウルグアイ、ドミニカ共和国（計 14）

表 4

II) ノルウェーの商業捕鯨 [ICRW 第 5 条 (モラトリアムへの異議申し立てによるもの)]

地域	捕獲対象種	資源状況	年間捕獲頭数	推定生産量
北大西洋	ミンククジラ	約 107,000 頭	96 年 388 頭 (425) 97 年 503 頭 (580) 98 年 625 頭 (671) 99 年 589 頭 (753) 00 年 487 頭 (655) 01 年 552 頭 (549) 02 年 634 頭 (674) 03 年 647 頭 (711) 04 年 544 頭 (670) 05 年 639 頭 (797) 06 年 546 頭 (1052) 07 年 ----- (1052)	約 2,500 トン

() 内は捕獲枠

日本捕鯨協会ホームページ 捕鯨問題 Q&A より

<http://www.whaling.jp/qa.html>

表5 IWC 非加盟国による捕鯨実績

国名・地域	捕獲対象種	資源状況	年間捕獲頭数	推定生産量
フィリピン(フィリピン沿岸)	ニタリクジラ	不明	約 5 頭	約 100 トン以上
インドネシア(レンバタ島)	マッコウクジラ		20～50 頭	数百トン規模
カナダ(北極海沿岸住民)	ホッキョククジラ	悪い	申請があった時のみ	

日本捕鯨協会ホームページ 捕鯨問題 Q&A より

<http://www.whaling.jp/qa.html>